

平成 24 年度定期監査（工業用水道事業）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した平成 24 年度定期監査

(2) 監査の対象

平成 23 年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

工業用水道部工業用水課について、平成 24 年 6 月 13 日及び同年 7 月 31 日に実施した。

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第 3 条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果と措置

(1) 結果の概要

経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

| 区 分 | 監 査 結 果 | 措 置 の 通 知 |
|------------|--|--------------|
| 工業用水 道部 | 報告：平成 24 年 10 月 5 日 公表：平成 24 年 10 月 9 日 | 通知：－ 公表：－ |